

令和3年度 第2回 定期総会 議案書



▲新志津まちづくりセンター

日 時 令和 4年 3月26日(土)
13時30分～
場 所 志津まちづくりセンター
大会議室

次 第

1. 開会の挨拶
2. 「志津まちづくり協議会」の歌 合唱
3. 会長挨拶
4. 議長選出 議長()
5. 議長挨拶
6. 議 事
 - 第1号議案 理事変更の承認
 - 第2号議案 会則改定(案)
 - 第3号議案 令和4年度役員承認
 - 第4号議案 令和4年度事業計画(案)
 - 第5号議案 令和4年度収支予算(案)
7. 報告事項 (1) 志津ふれ愛まごころ便事業報告
 (2) 新規加入団体報告
8. 議事終了・議長退任
9. その他
10. 閉会の挨拶

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



志津まちづくり協議会の歌

わがふるさと志津 ～志津の誉れ～

作詞 成瀬 諒紘

作曲 伊吹 佳美

青葉輝く わがふるさと志津
触れ合い 支え合い 住み続けたいまち
大きな楠の木 坂道 城池
桜並木 晴れた空 蛍飛び交う
守り続ける 志津の歴史
ああ わが志津のまち 志津の誉れ
未来へ羽ばたこう みんなと共に



第1号議案 理事変更の承認

令和3年度の志津地区交通安全会からの理事を次の通り変更しますので承認を求めます。

現行	変更後
近藤 茂子（副会長）	青木 光（会長）

第2号議案 会則改定（案）

第3次志津まちづくり計画書に沿った運営体制を本格的に進めていくために会則改定を行います。
併せて、この機会に会則の課題になっていた条項についても影響のあるところの改定を行います。

◆会則改定の内容

変更点	変更内容	関連条項
区域、事務所	名称、区域、事務所の条項を分ける	2、3、6条
目的の変更	目的に基本理念の追加	4条
会費の定義	会費の基準、徴収方法を細則に定める	7条
役員の変更	部長→プロジェクトリーダー	8、9、11条
会議の変更	プロジェクト会議、総会、理事会、三役会 プロジェクト推進会議、プロジェクト会議、町内会長会 まちづくり計画推進会議	13、14、15、 16、17、18、 19条
事務局運営	事務局に関する規定の表現を変更	21条

◆細則改定の内容

変更点	変更内容	関連条項
会費の定義	会費の基準、徴収方法を定義する。	3条

会則および細則の改定内容を左側に、現行の内容を右側に示し、下線で示したところが具体的な改定した内容となります。

	会則（改定）	会則（現行）
	（名称） 第1条 この会の名称は、<u>志津まちづくり協議会（以下、「協議会」という）と称する。</u> （区域） 第2条 <u>協議会の区域は、志津地域内とする。</u> （事務所） 第3条 <u>協議会の事務所は、志津まちづくりセンター（以下、「センター」という）におく。</u> （目的） 第4条 協議会は、地域住民が主体となって地域共通の願いの実現ならびに課題の解決をやまちづくりの構想・計画の策定など、人々が住み続けたいと願うまちづくりのための諸事業を行い、<u>ふれあい、支え合える楽しいまちづくりを基本理念として推進していくことを目的とする。</u> （事業） 第5条 協議会は、<u>前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</u> （1） <u>志津まちづくり計画</u>に定められたまちづくりに関すること。 （2） 協議会が実施する事業に関すること。 （3） <u>センターの管理・運営</u>に関すること。 （4） <u>協議会の会員が実施する事業間における調整および連携</u>に関すること。 （5） 行政（国、県、市等をいう。以下同じ）が策定する構想、計画等に対する提言および要望に関すること。 （6） 行政が実施する事業との連携、提言および要望に関すること。 （7） 地域課題の掌握、地域の情報の発信・共有化および地域住民への啓発に関すること。 （8） その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。 （会員） 第6条 協議会の会員は、次の対象者とする。 （1） <u>区域内の居住者</u> （2） <u>区域内の組織・団体・事業者</u> （3） <u>協議会に入会手続きをして認めた区域内の組織・団体・事業者</u>に勤務されている者	（名称および事務所） 第 1 条 本会は「<u>志津まちづくり協議会</u>」（以下、「協議会」）と称し、<u>事務所を志津まちづくりセンターに置く。</u> （目的） 第 2 条 協議会は、地域住民が主体となって地域共通の願いの実現ならびに課題の解決やまちづくりの構想・計画の策定など、人々が住み続けたいと願うまちづくりのための諸事業を行い、安全安心で豊かな住みよい地域づくりを推進していくことを目的とする。 （事業） 第 4 条 協議会は、<u>第 2 条の目的を達成するため、次の事業を行う。</u> （1） <u>志津学区協働のまちづくり構想およびその計画</u>に定められたまちづくりに関すること。 （2） 協議会が実施する事業に関すること。 （3） <u>志津まちづくりセンターの管理・運営</u>に関すること。 （4） <u>会員の実施する事業間における調整および連携</u>に関すること。 （5） 行政（国、県、市等をいう。以下同じ）が策定する構想、計画等に対する提言および要望に関すること。 （6） 行政が実施する事業との連携、提言および要望に関すること。 （7） 地域課題の掌握、地域の情報の発信・共有化および地域住民への啓発に関すること。 （8） その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。 （会員） 第 3 条 協議会の会員は、次に掲げる者で構成する。 （1）<u>志津地域内の居住者</u> （2）<u>志津地域内の組織・団体・事業者</u> （3）<u>その他協議会が認めた者</u> 2 前項の組織・団体・事業者については、別に細則で定める。

新規

新規

以降
条項
繰下げ

基本理念
追加

(3)追加

新規

以降
条項
繰下げ

三役追加

(1)
(2)
(3)
追加

会則（改定）	会則（現行）																																
(4) その他協議会が認めた者 2 前項の組織・団体・事業者については、別に細則で定める。 (会費) 第7条 <u>協議会の会費の基準および徴収方法は、細則に定める。</u> (役員等) 第8条 協議会に次の役員をおく。 <table> <tr> <td>(1) 会長</td><td>1 名</td></tr> <tr> <td>(2) 副会長</td><td>若干名</td></tr> <tr> <td>(3) 会計</td><td>1 名</td></tr> <tr> <td>(4) <u>プロジェクトリーダー</u></td><td>若干名</td></tr> <tr> <td>(5) 理事</td><td>3 0 名以内</td></tr> <tr> <td>(6) 監事</td><td>2 名</td></tr> <tr> <td>(7) 顧問</td><td>若干名</td></tr> <tr> <td>(8) <u>参与をおくことができる。</u></td><td>若干名</td></tr> </table> <u>会長、副会長および会計を三役と称する。</u> (役員等の選出) 第9条 役員等は、<u>第 6 条の会員の中から次の通り</u>選出し、総会の承認を得るものとする。 (1) <u>会長は、現職の会長、副会長、会計、町内会長会の代表および副代表から構成される会長選考委員会より選出する。</u> (2) <u>副会長、会計、プロジェクトリーダー、監事、顧問および参与は、理事会で選出する。ただし、副会長の 1 名は町内会長会より推薦されたものとする。また、顧問は会長歴任者とし、参与は、必要に応じて会長が任命する。</u> (3) <u>理事は、三役、プロジェクトリーダーより若干名、町内会長会より 5 名、協議会に所属する各種団体の代表の中から若干名とする。</u> (役員等の任期) 第10条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。 2 任期途中で役員等の欠員もしくは補充の必要が生じた場合、後任の役員等の任期は、前任者の残任期間とする。	(1) 会長	1 名	(2) 副会長	若干名	(3) 会計	1 名	(4) <u>プロジェクトリーダー</u>	若干名	(5) 理事	3 0 名以内	(6) 監事	2 名	(7) 顧問	若干名	(8) <u>参与をおくことができる。</u>	若干名	(役員等) 第 5 条 協議会に次の役員等を置く。 <table> <tr> <td>(1) 会長</td><td>1 名</td></tr> <tr> <td>(2) 副会長</td><td>若干名 (町内会長会が推薦する者を含む)</td></tr> <tr> <td>(3) 会計</td><td>1 名</td></tr> <tr> <td>(4) <u>部長</u></td><td>若干名</td></tr> <tr> <td>(5) 理事</td><td>3 0 名以内</td></tr> <tr> <td>(6) 監事</td><td>2 名</td></tr> <tr> <td>(7) 顧問</td><td>若干名</td></tr> <tr> <td>(8) 参与</td><td>若干名</td></tr> </table> (役員等の選出) 第 6 条 <u>第 5 条に定める役員等は、第 3 条の会員から</u>選出し、総会の承認を得るものとする。 2 <u>第 5 条の役員等は、理事会で選出する。</u> 3 <u>理事は、第 1 3 条第 5 項に定めたとおり選出する。</u> 4 顧問は、会長の歴任者とする。 5 参与は、必要に応じて会長が任命する。 (役員等の任期) 第 8 条 役員等の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。 2 任期途中で役員等の欠員もしくは補充の必要が生じた場合、後任の役員等の任期は、前任者の残任期間とする。	(1) 会長	1 名	(2) 副会長	若干名 (町内会長会が推薦する者を含む)	(3) 会計	1 名	(4) <u>部長</u>	若干名	(5) 理事	3 0 名以内	(6) 監事	2 名	(7) 顧問	若干名	(8) 参与	若干名
(1) 会長	1 名																																
(2) 副会長	若干名																																
(3) 会計	1 名																																
(4) <u>プロジェクトリーダー</u>	若干名																																
(5) 理事	3 0 名以内																																
(6) 監事	2 名																																
(7) 顧問	若干名																																
(8) <u>参与をおくことができる。</u>	若干名																																
(1) 会長	1 名																																
(2) 副会長	若干名 (町内会長会が推薦する者を含む)																																
(3) 会計	1 名																																
(4) <u>部長</u>	若干名																																
(5) 理事	3 0 名以内																																
(6) 監事	2 名																																
(7) 顧問	若干名																																
(8) 参与	若干名																																

変更
①②

(4)(7)
追加

会則（改定）	会則（現行）
3 役員は、任期満了後も新役員が決定されるまでの間は、その任務を行うものとする。 （役員等の任務） 第11条 役員等の任務は、次の通りとする。 （1） 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。 （2） 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。また、<u>町内会長会より推薦された副会長は、町内会長会を担当する。</u> （3） 会計は、協議会の運営および活動に伴う出納経理事務を担当する。 （4） <u>プロジェクトリーダーは、各プロジェクトを統括し、運営する。</u> （5） 理事は、理事会に出席し、<u>協議会の運営・企画など重要事項を審議および議決する。</u> （6） 監事は、協議会の会計監査業務を担当する。 （7） 顧問は、会長の求めに応じて、助言および意見を述べることができる。 （8） 参与は、会長の求めに応じて、次の事項の協議に加わり協力する。 ① 市・県・国に要望する事項等 ② 事業内容および、事業推進に関する事項等 （解任） 第12条 役員等が次の事項のいずれかに該当する時は総会の議決により、これを解任することができる。 （1） 社会通念上、著しく相応しくない行為（飲酒運転・パワハラ等）を行った場合。 （2） 協議会運営上、著しい支障を生じさせた場合。 （会議） 第13条 協議会の運営のため、次の会議を設ける。 （1） 総会 （2） 理事会 （3） 町内会長会 （4） <u>三役会</u> （5） <u>プロジェクト推進会議</u>	3 役員等は、任期満了後も新役員等が決定されるまでの間は、その任務を行うものとする。 （役員等の任務） 第7条 役員等の任務は、次のとおりとする。 （1） 会長は、協議会を代表し、会務を統括するとともに、<u>総会および理事会を招集する。</u> （2） 副会長は、会長を補佐し、<u>協議会の総務担当と事業担当を分担するとともに、会長に事故ある時はその職務を代行する。また、副会長の1名は、町内会長会が推薦する者とし、町内会長会を担当する。</u> （3） 会計は、協議会の運営および活動に伴う出納経理事務を担当する。 （4） <u>部長は、部の運営にあたる。</u> （5） 理事は、理事会に出席し、運営・企画など重要事項を審議および議決する。 （6） 監事は、協議会の会計監査業務を担当する。 （7） 顧問は、会長の求めに応じて、助言および意見を述べることができる。 （8） 参与は、会長の求めに応じて、次の事項等の協議に加わり協力する。 ア 市・県・国に要望する事項等 イ 事業内容および、事業推進に関する事項等 （解任） 第9条 役員等が次の事項のいずれかに該当する時は総会の議決により、これを解任することができる。 （1） 当人が社会通念上、著しく相応しくない行為（飲酒運転・パワハラ等）を行った場合。 （2） 協議会運営上、著しい支障を生じさせた場合。 （会議） 第10条 協議会の運営のため、次の会議を設ける。 （1） 総会 （2） 理事会 （3） 本部会 （4） 町内会長会 （5） <u>部会</u>

2,3 追加

項番を
変更

会則（改定）	会則（現行）
(6) <u>プロジェクト会議</u> (7) <u>まちづくり計画推進会議</u> (総会) 第14条 総会は、代議員制とし、50 名以内の代議員で構成する。 2 <u>代議員の構成は、理事および細則第 4 条に定める代議員とし、会長が委嘱する。</u> 3 <u>代議員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。なお、任期途中で代議員に変更が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 4 総会は、協議会の最高議決機関として、次の事項を議決する。 (1) 事業計画・事業報告に関する事項 (2) 予算・決算に関する事項 (3) 会則の改廃等に関する事項 (4) 役員人事の承認に関する事項 (5) その他、協議会の運営に関し必要と認められる事項 5 総会は、会長が招集して、毎年 2 回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた時、または代議員の 3 分の 1 以上の請求があった場合は、その都度、臨時総会を開催する。 6 総会は、代議員の過半数の出席（委任状出席を含む）をもって成立する。 7 総会の議長は、出席した代議員の互選により選出する。 8 議事録署名人は、出席した代議員の中から議長が 2 名指名する。議事録署名人は、議事録を確認して署名する。 9 総会の議事は、出席した代議員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。 (理事会) 第15条 協議会の事業活動を円滑に推進するため理事会をおく。 2 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議・議決する。	(総会) 第 1 1 条 総会は、代議員制とし、5 0 名以内の代議員で構成する。 2 総会は、協議会の最高議決機関として、次の事項を議決する。 (1) 事業計画・事業報告に関する事項 (2) 予算・決算に関する事項 (3) 会則の改廃等に関する事項 (4) 役員人事の承認に関する事項 (5) その他、会の運営に関し必要と認められる事項 3 総会は、毎年 2 回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた時、または代議員の 3 分の 1 以上の請求があった場合は、その都度、臨時総会を開催する。 4 総会は、代議員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。 5 総会の議長は、出席した代議員の互選により選出する。 6 総会の議事は、出席した代議員の過半数の同意を得てこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。 7 議事録署名人 2 名を、出席した代議員の中から議長が指名する。 8 議事録署名人は、議事録を確認して署名する。 (代議員の職務等) 第 1 2 条 代議員は、総会に出席し、審議にあたる。 2 代議員の構成は、細則第 5 条に定める理事および、町内会・自治会より推薦を受けた者とし、会長が委嘱する。 3 代議員の任期は、2 年とする。但し、再任は妨げない。 4 前項の規定にかかわらず、第 2 項の代表者または推薦者に変更があった場合、会長は、その者に委嘱換えをする。委嘱換えを受けた者は、その職責を承継する。但し、その者の任期は、前任者の残任期間とする。 (理事会) 第 1 3 条 協議会の事業活動を円滑に推進するため理事会を置く。 2 理事会は、本会の運営・企画など重要事項を審議するため、会長が必要と認

(4)変更

新規

会則（改定）	会則（現行）
(1) 事業計画・事業報告に関する事項 (2) 予算・決算の作成に関する収支決算書の承認および補正予算に関する事項 (3) 会則の改定、細則の制定および改廃等に関する事項 (4) <u>プロジェクトの構成およびプロジェクト報告に関する事項</u> (5) 行政と協議すべき案件に関する事項 (6) 役員等に関する事項 (7) 第 10 条第 2 項に定める後任役員の承認に関する事項 (8) その他、会長が必要と認める事項 3 理事会は、会長が招集して、本会の運営・企画など重要事項を審議するものとし、会長が必要と認めた時、または会長を除く理事の過半数の請求があった場合は、その都度、理事会を開催する。 4 理事会は、理事の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は、出席した理事の過半数の同意を得てこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。 5 理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。	めた時、または会長を除く理事の過半数の請求があった場合は、その都度、理事会を開催する。 3 理事会は、理事の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は、出席した理事の過半数の同意を得てこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。 4 理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。 5 理事会は、会長 1 名、副会長 若干名、会計 1 名、町内会長会 5 名（町内会長会出身者 1 名を含む）、各部の代表（部長） 各 1 名、居住者および細則の第 2 条で定める団体の代表若干名をもって構成する。 6 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議・議決する。 (1) 事業計画および事業報告に関する事項 (2) 予算・決算の作成に関する収支決算書の承認および補正予算に関する事項 (3) 会則の改定、細則の制定および改廃等に関する事項 (4) 部構成および部報告に関する事項 (5) 行政と協議すべき案件に関する事項 (6) 第 5 条の役員等に関する事項 (7) 第 8 条第 2 項に定める後任役員の承認に関する事項 (8) その他、会長が必要と認める事項
(三役会) 第16条 <u>三役会は、三役をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合はその他の役員も加わることができる。</u> 2 <u>三役会は、次の各号に掲げる事項を協議する。</u> (1) <u>事業計画および事業報告、予算書、決算書に関する事項</u> (2) <u>会則・細則等の改廃等に関する事項</u> (3) <u>行政との協議内容に関する事項</u> (4) <u>第 9 条の役員の選出および会長選考委員会の選考結果を理事会に諮る事項</u> (5) <u>その他、会長が必要と認める事項</u> 3 <u>三役会は、会長が招集して、会長が議長を務めて進行する。</u>	(本部会) 第 1 4 条 協議会全般の活動を運営するため本部会を置く。 2 本部会は、原則として月 1 回開催し、必要に応じて会長が臨時に招集する。会議の進行は会長があたる。 3 本部会は、会長、副会長、会計、部長等をもって構成する。 4 本部会は、次に掲げる事項を事前に検討する。 (1) 事業計画および事業報告、予算書、決算書に関する事項 (2) 会則・細則等の改廃等に関する事項 (3) 行政との協議内容に関する事項 (4) 第 5 条に定める役員の内、会長推薦に関して、細則第 6 条に定める会長選考委員会を設け、選考結果を理事会に諮る事項

	会則（改定）	会則（現行）
新規	4 <u>三役会で決議した事項は議事録として保管する。</u> （プロジェクト推進会議） 第17条 <u>プロジェクト推進会議は、三役とプロジェクトリーダーをもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合はその他の役員およびプロジェクトメンバーも加わることができる。</u> 2 <u>プロジェクト推進会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。</u> (1) <u>各プロジェクトの計画と進捗および予算と決算に関する事項</u> (2) <u>各プロジェクト間の整合や調整に関する事項</u> (3) <u>その他、プロジェクトの運営に関する事項</u> 3 <u>プロジェクト推進会議は、会長が招集して、会長が進行する。</u> 4 <u>プロジェクト推進会議で協議した事項は議事録として保管する。</u>	(5) その他、会長が必要と認める事項
新規	（プロジェクト会議） 第18条 <u>プロジェクト会議は、プロジェクトリーダーとプロジェクトメンバーをもって構成する。ただし、プロジェクトリーダーが必要と認めた場合はその他の役員や関係者も加わることができる。プロジェクト会議は、プロジェクト単位に開催するものとする。</u> 2 <u>プロジェクト会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。</u> (1) <u>プロジェクトの計画と実施・報告および予算と決算に関する事項</u> (2) <u>プロジェクトの組織構成、メンバー募集、管理、報告に関する事項</u> (3) <u>その他、プロジェクトの運営に関する事項</u> 3 <u>プロジェクト会議は、プロジェクトリーダーが招集して、進行する。</u> 4 <u>プロジェクト会議で協議した事項は議事録として保管する。</u>	（部会） 第16条 協議会の活動を促進するため部を置く。設置する部および各部の構成は細則で定める。各部の任務は、次のとおりとする。 (1) 各部は、細則で定める各所管事項の企画および執行にあたる。 (2) 各部には、部長および副部長を置き、副部長は、部会で選出する。 (3) 部長は、部会を代表し、部会を統括するため、必要に応じて部会を招集し、会議を進行する。 (4) 部長は、所管する事業の円滑な実施を図る必要があると認められる場合は、第3条（1）に規定する会員の中から会長の推薦を受けて、その者を部員として参画させることができる。 (5) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故ある時は、その職務を代行する。また、部会の庶務、会議録の作成等を行う。
2,3,4 追加	（町内会長会） 第19条 町内会長会は、協議会の理事会において、決議された事柄および事業に協働する。 2 <u>町内会長会については、町内会長会規約に定める。</u> 3 <u>町内会長会は、代表が招集して、進行する。</u> 4 <u>町内会長会で協議した事項は副代表が議事録を作成して保管する。</u>	（町内会長会） 第15条 町内会長会は、協議会の理事会において、決議された事柄および事業に協働する。 (1) 志津学区全体に関する問題点を志津学区選出議員とともに、行政機関に要望する事項の具申書を集約する。 (2) 人権教育推進協議会の会長職は、その年度の町内学習懇談会のモデル町内会・自治会が担当する。また、次年度のモデル町内会・自治会が副会長

新規

一部
変更

会則（改定）	会則（現行）
（まちづくり計画推進会議） 第20条 <u>まちづくり計画推進会議は、志津まちづくり計画書を着実に実現し、定期的にその成果を評価し、必要な計画の見直しを実行することを目的とする。</u> 2 <u>まちづくり計画推進会議は、三役とプロジェクトリーダー、町内会長会代表と副代表および各種団体の中から会長が任命した責任者をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合はその他の役員およびプロジェクトメンバーも加わることもできる。</u> 3 <u>まちづくり計画推進会議の議長は、会長が務め、副議長は、会長が指名した副会長が務める。</u> 4 <u>まちづくり計画推進会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。</u> （1） <u>事業計画がまちづくり計画に連動していることの精査</u> （2） <u>まちづくり計画の定期的（基本的には毎年度）な評価と反省</u> （3） <u>その他、プロジェクトの運営に関する事項</u> 5 <u>まちづくり計画推進会議は、議長が招集して、進行する。</u> 6 <u>まちづくり計画推進会議で協議した事項は議事録を保管する。</u> （事務局） 第21条 <u>協議会の円滑な運営のための事務を行うために事務局をおく。</u> 2 <u>事務局は、事務局長、事務局次長および事務局員で構成する。</u> 3 <u>事務局長は、事務局を統括し、センター長を兼務する。</u> 4 <u>センター長は、センターの運営に関する職務を統括する。</u> 5 <u>事務局次長は、事務局長を補佐および事務局長が不在の場合、代行する。</u> 6 <u>事務局員の職務は次の通りとする。</u> （1） <u>協議会の運営の事務全般に関すること。</u> （2） <u>センターの管理・運営に関すること。</u> （3） <u>各会議の運営の事務や調整に関すること。</u> （4） <u>行政との連絡調整に関すること。</u>	を担当し、共に草津市の人権教育・同和教育の学習・啓発に関する業務を遂行する。 （3） 協議会の活動を各町内会・自治会に促進する。 （4） 協議会における任務・職務は、町内会長会規約にて定める。 （事務局の職務等） 第17条 <u>協議会の円滑な運営を行うため、事務局の職務は、次のとおりとする。</u> なお、<u>事務局長は、センター長を兼務することができる。</u> 2 <u>事務局には、事務局長およびセンター長、事務局次長、事務局員等を置く。</u> 3 <u>事務局長は、協議会の運営に関する職務を統括する。</u> <u>必要に応じて町内会長会に出席し、町内会長会の業務に協力する。</u> 4 <u>センター長は、センターの運営に関する職務を統括する。</u> 5 <u>事務局次長は、職務内容により事務局長の職務を代行する。</u> 6 <u>事務局員の職務は次のとおりとする。</u> （1） <u>会の運営に関すること。</u> （2） <u>センターの管理・運営に関すること。</u>

会則（改定）	会則（現行）
（５） 組織・団体・事業者との連絡調整に関すること。 （６） <u>必要に応じてプロジェクトに参画する。</u> （７） その他、会長が必要と認めたこと。 （経費） 第22条 協議会の経費は、会費および交付金、その他の収入をもって充てる。 （会計年度） 第23条 協議会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。 （監査および報告） 第24条 監事は、会計年度終了後に監査を行い、翌年度の総会に報告するものとする。 （情報の公開） 第25条 協議会の総会・理事会の議事録は、公開する。 （会議の傍聴） 第26条 総会および理事会を傍聴できる者は、第６条に定める会員とする。 ただし、理事会の傍聴は、会長が認めた場合のみとする。 （雑則） 第27条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、理事会で協議のうえ別に定める。 付 則 この会則は、平成 23 年 12 月 17 日から施行する。 この会則は、平成 24 年 ４ 月 ９ 日から施行する。 この会則は、平成 25 年 ５ 月 11 日から施行する。 この会則は、平成 26 年 ４ 月 26 日から施行する。 この会則は、平成 27 年 ４ 月 25 日から施行する。 この会則は、平成 28 年 ４ 月 23 日から施行する。 この会則は、平成 29 年 ４ 月 １ 日から施行する。 この会則は、平成 30 年 ４ 月 １ 日から施行する。 この会則は、令和 ２ 年 ４ 月 １ 日から施行する。 この会則は、令和 ４ 年 ４ 月 １ 日から施行する。	（３） <u>市との連絡調整に関すること。</u> （４） 組織・団体・事業者との連絡調整に関すること。 （５） <u>各部の業務に協力する。</u> （６） <u>必要に応じて会議に出席し、部長の求めに対して部会で発言できる。</u> （７） その他、会長が必要と認めたこと。 （経費） 第 1 8 条 協議会の経費は、会費および交付金、その他の収入をもって充てる。 （会計年度） 第 1 9 条 協議会の会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。 （監査および報告） 第 2 0 条 監事は、会計年度終了後に監査を行い、翌年度の総会に報告するものとする。 （情報の公開） 第 2 1 条 協議会の総会・理事会の議事録は、公開する。 （会議の傍聴） 第 2 2 条 総会および理事会を傍聴できる者は、第 3 条に定める会員とする。 ただし、理事会の傍聴は、会長が認めた場合のみとする。 （雑則） 第 2 3 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、理事会で協議のうえ別に定める。 付 則 この会則は、平成 2 3 年 1 2 月 1 7 日から施行する。 この会則は、平成 2 4 年 ４ 月 9 日から施行する。 この会則は、平成 2 5 年 ５ 月 1 1 日から施行する。 この会則は、平成 2 6 年 ４ 月 2 6 日から施行する。 この会則は、平成 2 7 年 ４ 月 2 5 日から施行する。 この会則は、平成 2 8 年 ４ 月 2 3 日から施行する。 この会則は、平成 2 9 年 ４ 月 １ 日から施行する。 この会則は、平成 3 0 年 ４ 月 １ 日から施行する。 この会則は、令和 ２ 年 ４ 月 1 日から施行する。

追加

細則の改定

細則（改定）

（目的）

第1条 本施行細則（以下「細則」という）は、「志津まちづくり協議会」会則の規定に基づき、補則的条項を定める。

（組織・団体・事業者）

第2条 会則第6条に定める組織・団体・事業者は、下表の通りとする。

組織・団体・事業者		
組織	町内会長会	馬場町町内会
		青地第一町内会
		山寺町町内会
		青地第二町内会
		山寺新田町内会
		エメラルドマンション草津青地自治会
団体		笠井町町内会
		追分町内会
		山寺大空町内会
		上尾町内会
		岡本町町内会
		ロクハタウン自治会
		志津社会福祉協議会
		志津カンガルークラブ
		志津地区民生委員児童委員協議会
		志津スポーツクラブ
		志津地区体育振興会
		★楠木会志津ゴルフ同好会
事業者		青少年育成志津地区民会議
		★志津マレットゴルフ協会
		身体障害者更生会志津分会
		★志津グラウンド・ゴルフ協会
		志津学区健康推進員連絡協議会
		★志津食べられる村づくりプロジェクト
		志津地区更生保護女性会
		★志津の歴史と文化をまなぶ会
		志津学区少年補導委員会
		★i forest club
新規		草津栗東交通安全協会志津支部
		★映画サロン同好会
		志津地区交通安全会
		★自主教室代表者会
番号変更		草津市消防団第二分団

（会費）

第3条 協議会の会費は、次の通りとする。

- （1） 協議会の会費は、各町内会・自治会の会員数（会員世帯数）に500円を乗じた金額とする。
- （2） 会費の納入は、協議会より納入連絡があった時点の町内会・自治会からの申告の会員数を基準として、すみやかに納入しなければならない。
- （3） その他、協議会に入会が認められた個人、事業者、区域内に勤務されている

細則（現行）

（目的）

第1条 本施行細則（以下「細則」という）は、「志津まちづくり協議会」会則の規定に基づき、補則的条項を定める。

（組織・団体・事業者）

第2条 会則第3条第2項に定める組織・団体・事業者は、下記のとおりとする。

組織・団体・事業者（順不同）		
組織	町内会長会	馬場町町内会・山寺町町内会・山寺新田町内会・笠井町町内会
		山寺大空町内会・岡本町町内会・青地第一町内会・青地第二町内会
		エメラルドマンション草津青地自治会・追分町内会・上尾町内会
		ロクハタウン自治会
団体		志津社会福祉協議会
		志津学区少年補導委員会
		志津地区民生委員児童委員協議会
		草津栗東交通安全協会志津支部
		志津地区体育振興会
		志津地区交通安全会
		青少年育成志津地区民会議
		草津市消防団第二分団
事業者		身体障害者更生会志津分会
		志津カンガルークラブ
		志津学区健康推進員連絡協議会
		志津スポーツクラブ
番号変更		志津地区更生保護女性会

細則（改定）	細則（現行）																				
人の会費は、年 500 円とし、入会が認められた時点で納入する。以降は、協議会より会費の納入連絡があった時点ですみやかに納入しなければならない。 現行の 3 条、4 条 は削除	(部会) 第 3 条 会則第 1 6 条に規定する部および所管事項は、次のとおりとする。 <table data-bbox="1263 276 1921 663"> <tr> <th>部 名</th><th>所 管 事 項</th></tr> <tr> <td>防災・防犯・交通部</td><td>地域の防災・防犯・交通安全に関すること 安全・安心のまちづくりに関すること</td></tr> <tr> <td>福祉部</td><td>地域福祉の推進に関すること ふれあいと親睦の「敬老のつどい」町内会ブロックごとの実施</td></tr> <tr> <td>教育・文化部</td><td>教育・文化の育成振興に関すること 青少年の健全育成に関すること 地域ふれあい活動の推進に関すること 志津わんぱく協働合校に関すること</td></tr> <tr> <td>体育・健康部</td><td>スポーツの振興に関すること 住民の体力づくりに関すること 健康増進に関すること</td></tr> </table> (各部の構成) 第 4 条 会則第 1 6 条に規定する各部の構成は、次のとおりとする。 <table data-bbox="1263 758 1946 1442"> <tr> <th>部 名</th><th>構成の個人、組織・団体・事業者</th></tr> <tr> <td>防犯・防災・交通部</td><td>町内会 志津学区少年補導委員会 草津東交通安全協会志津支部 志津地区交通安全会 草津市消防団第二分団 志津カンガルークラブ 個人</td></tr> <tr> <td>福祉部</td><td>町内会 志津地区民生委員児童委員協議会 志津社会福祉協議会 身体障害者更生会志津分会 志津地区更生保護女性会 個人</td></tr> <tr> <td>教育・文化部</td><td>町内会 青少年育成志津地区民会議 志津地区民生委員児童委員協議会 自主教室代表者会 個人</td></tr> <tr> <td>体育・健康部</td><td>町内会 志津地区体育振興会 志津学区健康推進員連絡協議会 志津社会福祉協議会 志津スポーツクラブ 個人</td></tr> </table>	部 名	所 管 事 項	防災・防犯・交通部	地域の防災・防犯・交通安全に関すること 安全・安心のまちづくりに関すること	福祉部	地域福祉の推進に関すること ふれあいと親睦の「敬老のつどい」町内会ブロックごとの実施	教育・文化部	教育・文化の育成振興に関すること 青少年の健全育成に関すること 地域ふれあい活動の推進に関すること 志津わんぱく協働合校に関すること	体育・健康部	スポーツの振興に関すること 住民の体力づくりに関すること 健康増進に関すること	部 名	構成の個人、組織・団体・事業者	防犯・防災・交通部	町内会 志津学区少年補導委員会 草津東交通安全協会志津支部 志津地区交通安全会 草津市消防団第二分団 志津カンガルークラブ 個人	福祉部	町内会 志津地区民生委員児童委員協議会 志津社会福祉協議会 身体障害者更生会志津分会 志津地区更生保護女性会 個人	教育・文化部	町内会 青少年育成志津地区民会議 志津地区民生委員児童委員協議会 自主教室代表者会 個人	体育・健康部	町内会 志津地区体育振興会 志津学区健康推進員連絡協議会 志津社会福祉協議会 志津スポーツクラブ 個人
部 名	所 管 事 項																				
防災・防犯・交通部	地域の防災・防犯・交通安全に関すること 安全・安心のまちづくりに関すること																				
福祉部	地域福祉の推進に関すること ふれあいと親睦の「敬老のつどい」町内会ブロックごとの実施																				
教育・文化部	教育・文化の育成振興に関すること 青少年の健全育成に関すること 地域ふれあい活動の推進に関すること 志津わんぱく協働合校に関すること																				
体育・健康部	スポーツの振興に関すること 住民の体力づくりに関すること 健康増進に関すること																				
部 名	構成の個人、組織・団体・事業者																				
防犯・防災・交通部	町内会 志津学区少年補導委員会 草津東交通安全協会志津支部 志津地区交通安全会 草津市消防団第二分団 志津カンガルークラブ 個人																				
福祉部	町内会 志津地区民生委員児童委員協議会 志津社会福祉協議会 身体障害者更生会志津分会 志津地区更生保護女性会 個人																				
教育・文化部	町内会 青少年育成志津地区民会議 志津地区民生委員児童委員協議会 自主教室代表者会 個人																				
体育・健康部	町内会 志津地区体育振興会 志津学区健康推進員連絡協議会 志津社会福祉協議会 志津スポーツクラブ 個人																				

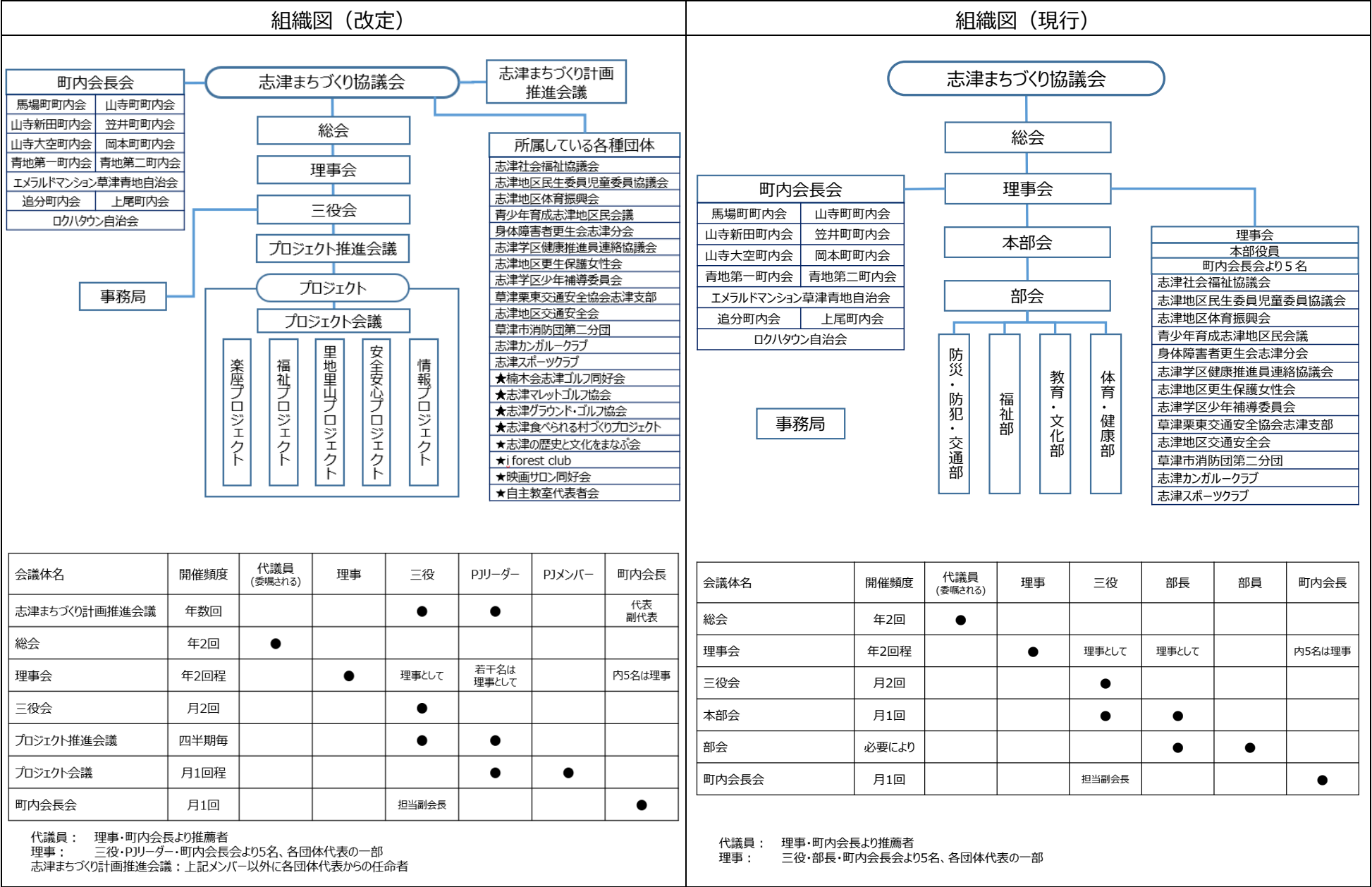
以降
条項
繰上げ

追加

細則（改定）	細則（現行）																		
（代議員の構成） 第4条 会則第14条に規定する代議員の構成は、会則第9条（3）に定める理事および、下表に定める町内会・自治会からの推薦者とする。 <table><tr><th>世帯数規模</th><th>定数</th></tr><tr><td>400世帯未満の町内会・自治会</td><td>1人</td></tr><tr><td>400世帯以上800世帯未満の町内会・自治会</td><td>2人</td></tr><tr><td>800世帯以上の町内会・自治会</td><td>3人</td></tr></table> （会長選考委員会の構成） 第6条 会則第14条4項（4）に規定する会長選考委員会の構成は、会長、副会長、会計、各部長、町内会長会代表および、副代表とする。 付 則 この細則は、平成23年12月17日から施行する。 この細則は、平成24年 6月 9日から施行する。 この細則は、平成25年 5月11日から施行する。 この細則は、平成26年 4月26日から施行する。 この細則は、平成27年 4月11日から施行する。 この細則は、平成29年 4月 1日から施行する。 この細則は、平成30年 4月 1日から施行する。 この細則は、平成31年 4月 1日から施行する。 この細則は、令和 2年 4月 1日から施行する。 この細則は、令和 3年 4月 1日から施行する。 この細則は、令和 4年 4月 1日から施行する。	世帯数規模	定数	400世帯未満の町内会・自治会	1人	400世帯以上800世帯未満の町内会・自治会	2人	800世帯以上の町内会・自治会	3人	（代議員の構成） 第5条 会則第12条に規定する代議員の構成は、会則第5条（5）に定める理事および、下表に定める町内会・自治会の推薦者とする。 <table><tr><th></th><th>世 帯 数</th><th>定数</th></tr><tr><td rowspan="3">町内会・自治会の推薦者</td><td>400世帯未満の町内会・自治会</td><td>1人</td></tr><tr><td>400世帯以上800世帯未満の町内会・自治会</td><td>2人</td></tr><tr><td>800世帯以上の町内会・自治会</td><td>3人</td></tr></table> （会長選考委員会の構成） 第6条 会則第14条4項（4）に規定する会長選考委員会の構成は、会長、副会長、会計、各部長、町内会長会代表および、副代表とする。 付 則 この細則は、平成23年12月17日から施行する。 この細則は、平成24年 6月 9日から施行する。 この細則は、平成25年 5月11日から施行する。 この細則は、平成26年 4月26日から施行する。 この細則は、平成27年 4月11日から施行する。 この細則は、平成29年 4月 1日から施行する。 この細則は、平成30年 4月 1日から施行する。 この細則は、平成31年 4月 1日から施行する。 この細則は、令和 2年 4月 1日から施行する。 この細則は、令和 3年 4月 1日から施行する。		世 帯 数	定数	町内会・自治会の推薦者	400世帯未満の町内会・自治会	1人	400世帯以上800世帯未満の町内会・自治会	2人	800世帯以上の町内会・自治会	3人
世帯数規模	定数																		
400世帯未満の町内会・自治会	1人																		
400世帯以上800世帯未満の町内会・自治会	2人																		
800世帯以上の町内会・自治会	3人																		
	世 帯 数	定数																	
町内会・自治会の推薦者	400世帯未満の町内会・自治会	1人																	
	400世帯以上800世帯未満の町内会・自治会	2人																	
	800世帯以上の町内会・自治会	3人																	

現行の6条削除

参考資料



第3号議案 令和4年度役員承認

令和4年度の役員体制を次の通り承認を求めます。

役職名	氏名
会長	奥村 次一
副会長	山元 義宣
会計	奥村 憲一
プロジェクトリーダー(楽座担当)	野口 真理子
プロジェクトリーダー(福祉担当)	宇野 敬造
プロジェクトリーダー(里地里山担当)	山元 義宣
プロジェクトリーダー(安全安心担当)	我孫子 博
プロジェクトリーダー(情報担当)	服部 利比郎
監事	奥村 金二
監事	奥村 昭政
顧問	山元 忠三
参与	奥村 芳正
参与	西垣 和美
参与	服部 利比郎

令和４年度の理事を次の通り承認を求めます。

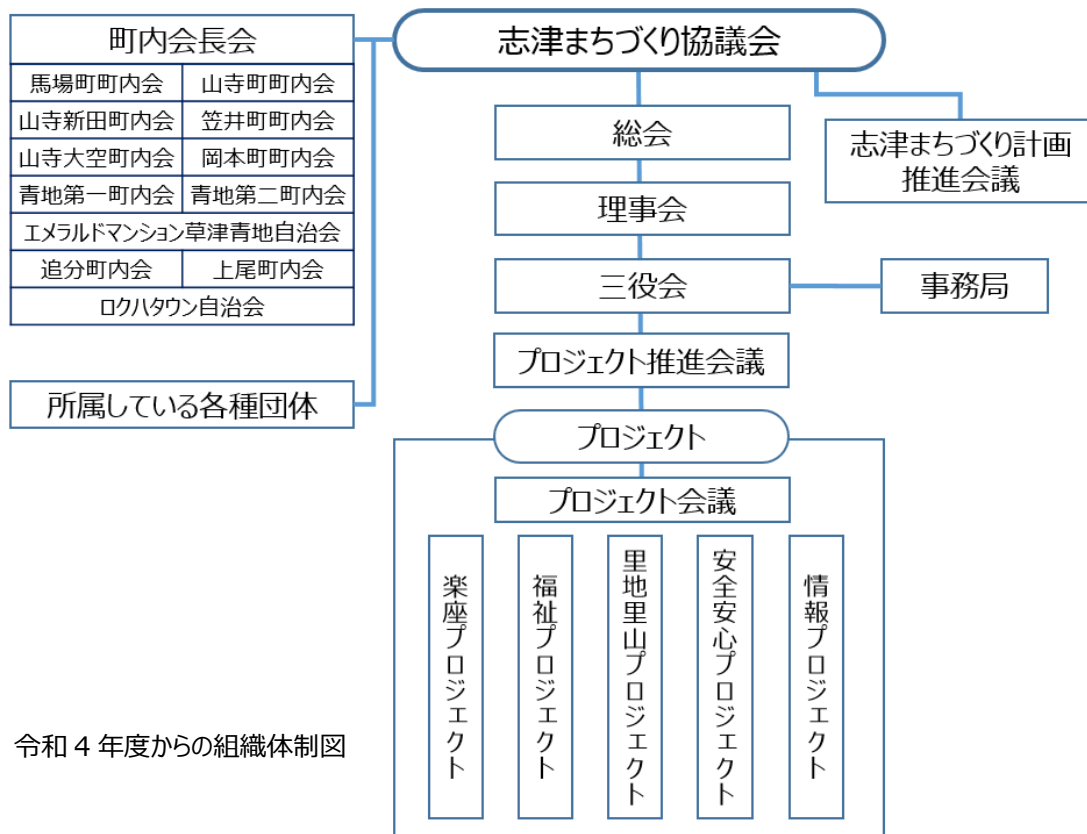
町内会長会よりの理事は、令和４年度の町内会自治会会長確定後に提案します。

組織・団体名	氏 名
志津まちづくり協議会 会長	奥村 次一
志津まちづくり協議会 副会長	山元 義宣
志津まちづくり協議会 会計	奥村 憲一
志津まちづくり協議会 プロジェクトリーダー	野口 真理子
志津まちづくり協議会 プロジェクトリーダー	宇野 敬造
志津まちづくり協議会 プロジェクトリーダー	我孫子 博
町内会長会	
町内会長会	
町内会長会	
町内会長会	
町内会長会	
志津地区民生委員児童委員協議会	加藤 勇
志津地区体育振興会	奥村 弘
身体障害者更生会志津分会	飯田 妙子
志津学区健康推進員連絡協議会	山元 多美湖
志津地区更生保護女性会	臼杵 照代
志津学区少年補導委員会	須佐美 富雄
草津栗東交通安全協会志津支部	奥村 平一
志津地区交通安全会	青木 光
志津社会福祉協議会	土肥 成子
青少年育成志津地区民会議	田渕 翔司
草津市消防団第二分団	奥田 晋一

1. 事業方針

令和3年度に策定した志津まちづくり計画の基本理念「ふれあい・支え合える・楽しいまち」に基づき、令和4年度からは、本格的にプロジェクト体制で事業運営を開始していきます。

私たちの活動方針は、志津学区に住む住民自らが、住み良いまちづくりを目指して、人とひとの結びつきを中心に活動を展開し、「住んでいて楽しいまち」の具現化に努めていくことです。これからは、国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標)の視点も取り入れて活動を行っていきますので宜しくお願いします。



令和4年度からの組織体制図

2. 町内会長会

【活動方針】

各町内会・自治会が安全安心で豊かな住みよいまちづくりを推進していくために志津まちづくり協議会と連携して、行政機関に要望する事項の具申書を集約することや志津まちづくり協議会の活動を各町内会・自治会に促進することを目的とします。

【活動内容】

実施予定日	実施内容	場所	参加予定
毎月1回	定例会で次の事項を協議、確認します。 ・志津まちづくり協議会の活動促進 ・行政機関に要望する事項の具申 ・町内会・自治会の学習懇談会について ・防犯灯/防犯カメラ等の補助金交付窓口 ・その他、必要な事項について	志津まちセン	15名/回

3. 楽座プロジェクト

【活動方針】

「住みなれたまちで楽しく暮らし続けたい」という住民の思いをそれぞれの世代や立場で見出すプログラムを展開し、世代を超えて人々のつながりを大切にしながら、誰もがいきいきと暮らせるまちを目指します。「ロクハ公園の活用」「志津まちづくりセンターの活用」「交流活動」を柱に、自由な発想と新しい人材の発掘、わくわくしながら、まちづくりに参画する、新しい地域文化の創造を目指します。

【活動内容】

事業名	しづ楽座マルシェ		
年に 1 回の大きなイベントよりも、人のつながりが深くなるイベントを数多く、継続して開催する。 小さな成功体験の積み重ねから、まちづくり参加への一助とします。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
毎月第 3 土	マルシェを毎月開催し、地域の方に楽しいひとときを過ごして頂くことや、まちづくりに参画する機会を目指し実施します。	志津まちセン	50 名/回
夏季・冬季	子どもマルシェ	志津まちセン	30 名/回

※志津まちセン：志津まちづくりセンターを示す。

事業名	楽座チャレンジ		
まちづくりに興味があっても参加・参画の仕方がわからない。そんな地域住民が自発的に企画・参画できる場をつくり、その窓口として、企画のアドバイスや、必要なところへ繋ぐサポートを行い、新規事業化への検討や地域住民のまちづくり参画のサポートを行います。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
年 3 回	持込企画プレゼンテーション	志津まちセン	3 組
R04/11/06	持込企画事業の実践	ロクハ公園	

事業名	楽座キッチン		
子どもが料理を学べるキッチン～子供が料理をつくる・できる体験を通して、自己肯定感が上がる一助となり、家に帰り、家庭にて、家族にふるまうことで、より成長への一歩となると考えます。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R04/07/26 R05/02/25	ココヤシオーナーシェフによる料理教室	志津まちセン	15 名/回

事業名	楽座カフェ		
様々な世代が過ごして頂ける居場所カフェ 上期、それぞれが持ち寄り一緒にご飯を食べるカフェ～個食や引きこもり防止の一助としたい。 下期、気軽にこられ、居場所となるランチの提供をめざします。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
上期 3 回	それぞれが持ち寄り一緒にご飯を食べるカフェ	志津まちセン	15 名/回
下期 3 回	気軽に来られ、居場所となるランチ	志津まちセン	15 名/回

事業名	第 33 回志津ふれあい広場		
志津まちづくり協議会の基本理念（ふれあい 支え合い 楽しいまち）を目指しロクハ公園を交流の広場とすることで、それぞれが持つ魅力(Seed)を育て、さらなる活性化を図ることを目的に全プロジェクト合同事業として開催します。また、各プロジェクト事業の成果も披露していきます。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R04/11/06	ロクハ公園で次の 3 つのコーナーに分けて実施 「志津オータムフェス in ロクハ コーナー」 「マルシェ・模擬店コーナー」 「ワークショップ・体験コーナー」	ロクハ公園	学区全域
定期的	実行委員会を開催	志津まちセン	約 30 名

4. 福祉プロジェクト

【活動方針】

高齢者、障がい者、子育て世帯、単身世帯をはじめとして、志津の住民の方々が暮らしていく中で、生活の課題を抱えていたり、困ったことが起きた時に、行政だけでは対応出来ない福祉の課題をお互い様の気持ちで助け合い、支え合うことで、住み慣れた志津のまちで住み続けていけるよう仕組みづくりを進める。

【活動内容】

事業名	高齢者健康長寿まちづくり		
町内会長会を通じて、町内会・自治会による高齢者への支援に寄与する活動へ補助金を支給します。従来までの敬老の集いを見直して、高齢者の増加による認知症や孤立化等に対応して各町内会・自治会の課題に合わせた支援策を講じて頂く。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R04/05/18	町内会長会で本事業の主旨説明	志津まちセン	町内会長
R04/05/20	高齢者福祉対策研修会	志津まちセン	約 30 名
各町内会毎	各町内会・自治会で実施して頂く	志津まちセン	町内会毎

事業名	ぷらっとカフェ 居場所づくり		
志津まちセンの交流スペースを活用して、実行委員会形式でカフェを運営します。誰もがふらっと立ち寄れて、交流が出来たり、家庭や仕事場以外の居場所づくりを目指し、孤立化防止や地域との繋がりを作っていきます。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
毎火木土	交流サロンでカフェを運営(10:00～15:30) その内、数回は楽座 PJ と連携してイベントを開催します。	志津まちセン	10 名/回

事業名	志津くすのきレストラン		
ボランティアスタッフによる実行委員会形式で子ども食堂を運営します。参加条件を限定せず、誰もが参加でき、食を通しての地域の交流の機会をつくります。また、地域で子どもたちを見守り、育んでいく場にしていきます。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
毎月 1 土 (5 月除く)	実行委員会	志津まちセン	20 名/回
毎月 3 土	志津くすのきレストラン(子ども食堂)を実施	志津まちセン	50 名/回

事業名	認知症があっても安心なまち		
高齢者が増加していく中で、認知症の対策は重要な地域の課題です。地域での理解のための研修や予防講座、見守り、一人歩き中の声かけといった、認知症に関連する事業を重層的にかつ、地域の誰もが参加することで、認知症になっても安心なまちづくりを目指します。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R04/06/15 R04/12 月	高穂包括支援センター相談会	志津まちセン	15 名/回
R04/09/29	認知症サポート養成(午前/夜 開催)	志津まちセン	約 80 名
R04/07/02 R04/08/06 R04/10/07	声掛け訓練実行委員会	志津まちセン	30 名/回
R04/10/22	地域安心声掛け訓練	志津まちセン	約 40 名
5,6,7 月	フレイル予防講座	志津まちセン	約 20 名
9,11 月	フレイル予防講座(健康推進委員主催)	志津まちセン	約 30 名
R05/01/26	認知症カフェ設立準備(当事者家族講演会)	志津まちセン	約 30 名

事業名	ベンチプロジェクト		
閉じこもり予防や介護予防を兼ねて、近所への散歩中に「ほっと座れる」ベンチを里地里山プロジェクトと合同で各町内会に設置していきます。今年度は 6 町内会に設置していきます。ベンチの製作にあたっては里地里山プロジェクトと共催して地域資源を有効活用します。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R05/01/15	里地里山 PJ と連携してベンチ製作	里山(馬場町)	約 30 名

※里山は、馬場町 112 他の山林を借地して拠点とします。

事業名	まめタク利用促進		
昨年 12 月より、2 年目の実証運行となったが、利用状況から、利用者への周知やよりニーズに合った課題への改善が求められる。本格運行に向けて、ワークショップの開催や予約しやすいようにアプリの開発を行う。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
4～6 月	予約アプリの開発	志津まちセン	
7～8 月	路線地域へのワークショップ	志津まちセン	20 名/回

5. 里地里山プロジェクト

【活動方針】

里地里山プロジェクトでは市内でも貴重な志津の「里地里山」の資源を活かし、産学と学区内外の知恵で、志津（seeds(シーズ)・種）を育て、循環型の持続可能な地域産業の創出を目指した活動を「里山資源活用」「伯母川活用」「休耕田活用」から展開します。

※里山は、馬場町 112 他の山林を借地して拠点とします。

※里地は、青地町 920 他の休耕田を借地して拠点とします。

【活動内容】

活動内容

事業名	志津里山自然学校		
里山資源活用を体験できる「いきもの自然学校」の基礎をつくって「いきもの・植物」の多様性を知ること、里山と人々との関わりを歴史から探り未来を考えていきます。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R04/05/22	里山に小道をつくろう	里山	約 20 名
R04/06/04	蛍観察会	里山	約 20 名
R04/10/16	針葉樹を伐採しよう	里山	約 20 名
R04/11/13	収穫祭	里山	約 20 名
R04/12/18	薪をつくろう	里山	約 20 名
R05/03/19	苗木の植樹(照葉樹の植林)	里山	約 20 名

事業名	志津の森づくり		
里山の資源循環を図るために学区内災害危険木などの撤去や伐採を行い、伐採した木材の有効活用を図ります。また、志津まちづくり再生計画のサテライトキャンパスとして整備を図ります。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R04/04/下旬	森の整備作業、伐採作業	里山	約 10 名
R04/05/15 R04/10/16	チェーンソー技術講習会	里山	約 10 名
R04/11/13	収穫祭	里山	約 10 名
R04/12/18	椎茸原木を製作	里山	約 10 名
R05/03/19	椎茸原木に椎茸の菌を植える	里山	約 10 名

事業名	志津食べられる村づくり		
耕作者の高齢化や農業離れによる休耕/放棄田を活用して、農地を持たない住民の家庭菜園の場所とすることで地域のコミュニティの場としていく。また、食への興味関心を持ち、安全性を考え、食が多くの人の手で成り立っていることを考える食育機会を提供していく。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R04/04/16	志津ファーム開園式、畝立て	里地	約 10 名
R04/04/30	マルチの設置、植え付け(里芋)	里地	約 10 名
R04/05/14	植え付け(さつま芋、かぼちゃ)	里地	約 10 名
R04/06/18	草刈り(随時、各自で草刈り)	里地	約 10 名
R04/08/06	かぼちゃの収穫	里地	約 10 名

R04/10/22	さつま芋、里芋の収穫	里地	約 10 名
R04/11/06	収穫祭	里地	約 10 名

6. 安全・安心プロジェクト

【活動方針】

「安全で安心して暮らしたい。」私たちみんなの願いです。地震・豪雨・台風・河川の氾濫・噴火・土砂災害など近年、自然の猛威による未曾有の災害が全国各地で頻発しています。行政では防災対策再構築が求められる一方で、私たちも自らの判断で命を守る行動をとるための備えと日頃からの地域の合意形成が欠かせません。これは防災に限らず交通対策や防犯でも同様です。安全・安心プロジェクトでは地域の実情を踏まえ、町内会を核として地域全体の安全性を高める活動を展開します。

【活動内容】

活動内容

事業名	志津防災対応能力向上 PJ		
市・自主防災会等と連携し、志津学区防災計画を策定するとともに、学区内住民の研修・防災訓練を通じて防災知識・意識向上を図る。最終年度には市主催の学区総合防災訓練を実施できることを目指します。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R04/04/14	メンバー会合(1)	志津まちセン	約 10 名
R04/05/12	メンバー会合(2)	志津まちセン	約 10 名
R04/06/11	コンサルタントによる指導会(1)	志津まちセン	約 40 名
R04/07/14	メンバー会合(3)	志津まちセン	約 10 名
R04/08/20	メンバー拡大検討会(1)	志津まちセン	約 40 名
R04/09/10	メンバー会合(4)	志津まちセン	約 10 名
R04/10/13	一般住民対象の防災学習会	学区内	約 40 名
R04/11/12	コンサルタントによる指導会(2)	志津まちセン	約 40 名
R04/12/08	メンバー会合(5)	志津まちセン	約 10 名
R05/01/14	メンバー拡大検討会(2)	志津まちセン	約 40 名
R05/02/09	メンバー会合(6)	志津まちセン	約 10 名
R05/03/04	第 1 回報告会	志津まちセン	約 40 名

事業名	安全安心マップ制作		
志津学区内の関係各種団体が集まり、地域内の危険箇所をあげ、その問題解決、情報意見交換を行い、犯罪と事故のないまちを目指します。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R04/07/02 R04/10/01 R04/12/03 R05/02/04	ワークショップ	志津まちセン	10 名/回

事業名	交通安全横断旗設置		
県道(志津道)交差点の横断歩道に横断旗を設置し、「横断歩道歩行者優先運動」を進め、交通事故のない安全安心なまちづくりを目指します。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
随時開催	横断旗 3 カ所増設の検討会	志津まちセン	10 名
設置時に開催	横断旗 3 カ所増設実施	設置場所	10 名

7. 情報プロジェクト

【活動方針】

地域の様々な情報をより多くの人に届けるため、これまでのまちづくり通信や回覧に加えて Web や SNS を活用し、よりリアルタイム化することで様々なイベント等への住民参加を促すとともに、双方向性を活かした新しいまちづくりのプラットフォームを構築します。また、情報格差対策を推進し、誰もがいつでも情報を得ることで世代に関係なく、豊かな暮らしの一助につなげていきます。

【活動内容】

事業名	まちづくり通信の発行		
志津まちづくり協議会ならびに各プロジェクトの取り組みやイベント案内を広く地域の皆さんにお知らせするとともに、読みやすく興味を持ってもらえる紙面づくりを心掛け、住民参加のまちづくりを促進します。また、記事編集にあたってはオンラインを活用し各団体より効率的な情報収集を行い、事務効率の削減を図ります。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R04/04/01 R04/07/01 R04/10/01 R05/01/15	季刊紙として年 4 回発刊(全戸配付) ※各発刊前に情報プロジェクトで編集会議を行う。	志津まちセン	学区全域配付

事業名	情報系 Web サイトの立ち上げと運営		
まちづくり通信の補完媒体として、よりリアルタイムに地域の皆さんに情報をお届けすることを目的とし、志津まちづくり協議会のみならず地域のポータルサイトとして各団体等も情報発信できる仕組みを構築します。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
～5 月	仮サイト立ち上げ～運用開始	オンライン	PJ メンバー
5 月～	運用開始、以降、情報発信	オンライン	PJ メンバー

事業名	LINE によるプッシュ型の情報発信		
情報伝達媒体として普及している LINE を利用し、プッシュ型の情報発信手段を構築します。Web サイトと連携し、特にお知らせしたい情報はダイレクトに届けられるので、平時の情報配信だけでなく、防災や見守り等の役割が兼ね備えられるよう運用研究を行ないます。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
～5 月	LINE 公式アカウントを開設	オンライン	PJ メンバー
5 月～	アカウント登録キャンペーンの実施	オンライン	利用者
以降、随時	アカウント登録数を増設 最大 3000 名		利用者

事業名	IT 活用研修		
情報プロジェクトメンバーを対象に地域 ICT の導入・活用事例等を研究し、地域の各団体等へ活用の提案を行ないます。また、内容によって各団体からの参加も促し地域における活用の範囲を広げていきます。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
5 月以降、4 回開催	便利な活用(詳細未定)	志津まちセン	10 名/回

事業名	インターネット環境維持管理		
センター利用者が快適にネット環境を利用することができるよう WiFi の維持管理を行ないます。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
随時	安全なインターネット接続環境の運用と維持	志津まちセン	利用者

8. 会議関係

会議名称	開催頻度	協議内容	出席対象者
総会	年 2 回 5 月/3 月	会則第 14 条に定める内容 R04/5 月前年度事業報告/決算 R05/3 月翌年度事業計画/予算	代議員
理事会	総会の直前 必要により	会則第 15 条に定める内容 総会議案	理事
三役会	月 1 回	会則第 16 条に定める内容 今年度の事業運営全般について	三役
プロジェクト 推進会議	四半期に数回	会則第 17 条に定める内容 主に各プロジェクトの計画と進捗および予算と決算に関する事項	三役 各 PJ リーダー
プロジェクト会議	随時	会則第 18 条に定める内容 主にプロジェクトの計画と実施・報告および予算と決算に関する事項	PJ リーダー PJ メンバー
会計監査	R04/5 月 R05/5 月	前年度の収支決算の会計監査 今年度の収支決算の会計監査	監事、会計

上記の会議の開催場所は、志津まちづくりセンター

PJ：プロジェクト

9. 事務局関係業務

予定日	業務内容
年間	・まちづくり協議会全般の運営に関する業務 ・まちづくり協議会経理業務、職員の給与計算等の業務、労務関係 ・市まちづくり協働課へ一括交付金の申請、実績報告業務 ・市まちづくり協働課へ地域課題解決応援交付金の申請・実績報告業務 ・各プロジェクト事業の補助業務 ・まちづくりセンター指定管理業務（施設維持管理、講座等の開催等） ・センター業務月次・年次事業報告書等の提出
年間 随時	・「志津まちづくりセンター」のホームページの更新 （掲載内容）まちづくり協議会の推進および、各町内会・自治会、組織・団体等の活動状況報告、センター開催講座等

10. センター指定管理業務

◆講座

事業名	開催日	内容	参加予定
ときめきクラブ 60歳以上の高齢者講座	毎月3金 (3月は第1金) 8回	13:30～15:00 一般教養講座 15:00～16:30 サークル活動	募集定員 40名 サークル 講師5名
大人の スキルアップ講座	6/11/12月 4回	習字講座 心落ち着かせ書を楽しむ講座	20名
	6/9月 2回	陶芸教室 地元の土を使った作品づくりを通して 手作りの良さを学ぶ講座	20名
	8月 1回	ローズウィンドウ 切り絵講座	20名
	12月 1回	寄せ植え講座 季節の花にふれ、花について学び 寄せ植え体験講座	20名
人権講座	8/12月 2回	年間2回開催 人権教育推進協議会・志津小学校 PTAと共催事業	80名
味噌づくり講座	1月 1回	楽しく味噌づくりを行う講座	20名

◆その他

事業名	開催日	内容	参加予定
避難訓練・消防訓練	6/2月 実施予定	机上訓練(マニュアルの確認) 実技訓練	事務局職員 利用団体

◇スカイウェル（電位治療イス）、空調機器・エアコン、自動ドア等のメンテナンス業務

第5号議案 令和4年度収支予算（案）

《収入の部》

一般会計収支予算（案）

単位：円

事業項目		予算額	付記
会費		1,549,500	3,099世帯×@500-
雑収入		150,000	講座受講料・ごみ券手数料・備品貸出料 事業参加費・利息他
事業費	市一括交付金	4,524,000	
	課題解決交付金	1,500,000	里地里山PJ(志津の森づくり)
	地区防災計画策定事業支援補助金	2,000,000	安全安心PJ(防災計画コンサル)
事務費		2,544,000	まち協職員雇用交付金
事務局運営費		300,000	まち協運営交付金
繰越金		0	前年度の繰越金
収入合計		12,567,500	

《支出の部》

単位：円

担当	事業項目	項目計	予算額	付記
町内会長会	町内学習懇談会	155,000	65,000	町内学習懇談会助成金
	防犯灯設置助成		30,000	5000円×6町内会
	研修費		60,000	視察研修会等
楽座プロジェクト	しづ楽座マルシェ	1,169,000	82,000	
	楽座チャレンジ		30,000	
	楽座キッチン		34,000	
	楽座カフェ		23,000	
	志津ふれあい広場		1,000,000	
福祉プロジェクト	高齢者健康長寿まちづくり	1,095,000	600,000	
	居場所づくり多世代交流		35,000	
	志津くすのきレストラン		50,000	
	認知症があっても安心なまち		80,000	
	ベンチプロジェクト		300,000	
	まめタク利用促進		30,000	
里地里山プロジェクト	志津里山自然学校	1,500,000	0	市の予算事業と共催するため
	志津の森づくり		1,144,000	
	志津食べられる村づくり		356,000	
安全安心プロジェクト	志津防災対応能力向上PJ	2,211,000	2,061,000	
	安全安心マップ制作		50,000	
	交通安全横断旗設置		100,000	
情報プロジェクト	まちづくり通信の発行	750,000	450,000	
	情報系Webサイトの立ち上げと運営		120,000	
	LINEによるプッシュ型の情報発信		120,000	
	IT活用研修		40,000	
	インターネット環境維持管理		20,000	
団体交付金	対象12団体	1,174,000	1,174,000	社協602,民児55,体振40,青少276,健推20,更女10,交安43,カンガル33,マレット25,Gゴルフ15,志歴史35,自主20[千円]
交付金による運営費	まち協職員雇用経費	2,544,000	2,544,000	職員雇用に係る経費
	まち協事務局運営費	300,000	300,000	各会議等諸経費,事務消耗品,ボランティア保険,パソコンウイルス対策
本部運営費	運営管理費(役員手当)	1,669,500	500,000	役員費用弁償
	コロナ対策		100,000	
	まち協運営費		1,069,500	まち協運営に係る諸経費全般
支出合計		12,567,500	12,567,500	

志津まちづくりセンター指定管理業務収支予算（案）

《収入の部》

科目	予算額	内訳
指定管理料	18,423,000	
雑収入	300,000	講座受講料、コピー機・輪転機利用料
収入合計	18,723,000	

《支出の部》

科目	予算額	内訳
人件費	12,340,000	給料、社会保険料、健康診断
業務委託費	1,849,000	夜間管理、機械警備、各種保守点検
諸謝金	150,000	講師謝礼等
食糧費	30,000	お茶代
旅費交通費	15,000	旅費
燃料費	60,000	ガソリン代、灯油代
通信運搬費	150,000	電話代、切手等
消耗品費	382,000	事務用品
修繕料	100,000	修繕料
水道光熱費	1,497,000	電気代、水道代、ガス代
賃借料	720,000	デジタル複合機、コインコピー、印刷機
保険料	120,000	施設賠償保険、労災保険、講座傷害保険
租税公課	1,300,000	消費税、法人税等
支払手数料	10,000	振込手数料、ピアノ調律代
支出合計	18,723,000	

● 止むを得ない事由により予算科目の流用が必要な場合は、会長の承認を得て行うことができる。また、理事会に報告するものとする。

【報告事項】 志津ふれあい愛まごころ便事業報告

1. 事業の狙い

コロナ感染拡大から「志津ふれあい広場」を安心して楽しんでもいただけるような運営をすることは断念すると判断しました。コロナ感染拡大が社会に打撃を与え、経済的な影響が発生しています。そこで、志津学区内においてコロナ感染拡大により生活に大きな影響を受けた住民の方々を支援する事業を行うことにしました。また、困ったときは、お互い支え合い助け合える地域の輪を広げていくことを目的とします。

2. 対象者

志津学区内の住民の中で、コロナ感染拡大の自粛や規制で生活にお悩みのある方々。

例えば、

- 外出できずに買い出しできない独り暮らしの方（高齢者や障害者、ひとり親世帯など）
- バイトができず自粛で部屋にこもっている下宿学生
- 収入が激減した労働者（単身、世帯関係なく）特に外国人労働者など

※町内会の会員とか非会員とかに関係なく、対象者を支援していくため。

※支援していくことが目的であるため、その対象者を見つけ出すことも重要である。

3. 実施方法

志津の地域の企業、団体より寄付（金額や物資）を集めて、支援品を調達し、志津まちづくりセンターで配布、状況によっては対象者に個別に配布する。寄付金は、生活物資に交換して配布する。また、志津ふれあい広場の予算も一部充当して生活物資として補充する。また、配布時には、声かけをして少しでも安心していただけるよう「お互いさま」の助け合いの輪を広げていく。

草津市役所、高穂地域包括支援センター、学区社会福祉協議会、民生委員児童委員、各種団体、各町内会・自治会と連携し、各町内会・自治会におられる福祉推進員の協力も得て学区内の住民を対象に実施する。

4. 実績報告

（1）支援品配布状況

今回、準備した 1000 個の支援品は、すべて届けられました。

配布対象	パート1	パート2	備考
町内会がご担当	195 個		町内会による支援品のお届け
民生委員がご担当	178 個	63 個	民生委員による支援品のお届け
センターでの配布	211 個	353 個	センターで支援品の引渡し
合計	584 個	416 個	

（2）募金（協賛金及び寄付、お米寄贈）

募金の総額

1,647,681 円

協賛金	1,426,000 円	70 件
寄付金	197,541 円	47 件
募金箱	24,140 円	
お米	1,002kg	

(3) 支援品作成期間と作成個数

12月8～10日に1,000セットの支援品製作(物資箱詰め)完了

12/8：461セット、12/9：449セット、12/10：90セット

(4) 支援品配布期間

パート1	12月11日～12月25日	13日間
パート2	1月17日～2月12日	23日間

上記の期間で支援品の配達及び引渡しを行いました。

(5) 広報した内容

まごころ便募金案内広報、協賛金一覧(支援品に同梱)

支援品配布チラシ(日/英/ベトナム)(パート1)、支援品配布チラシ(パート2)、

まごころ便特設サイトの開設(<https://cp-shizu.net/heartful/>)

3月まちづくり通信で「まごころ便総括」を全戸配付予定

5. 収支決算報告

◆収入の部

項目	予算(円)	決算(円)	説明
寄付金	400,000	1,647,681	法人
	200,000		個人事業主
	200,000		団体
	200,000		個人
まち協より	1,250,000	1,000,000	志津ふれあい広場予算125万円に対し、実績100万円とする。
合計	2,250,000	2,647,681	

◆支出の部

項目	予算(円)	決算(円)	説明
支援品購入	1,100,000	1,395,163	食料関係
	800,000	665,487	生活必需品
事務費	80,000	216,701	募金箱、袋、用紙、通信費
		111,687	感謝状、送料等
広報費	250,000	258,643	全戸配付チラシ、広報制作、印刷
予備費	20,000	0	
合計	2,250,000	2,647,681	

寄付金は、すべて支援品購入費に充当し、不足分をまち協より補助

収入区分	収入合計		支出合計	支出用途
寄付金	1,647,681円	}	2,060,650円	支援品購入
まち協より	412,969円			
	587,031円	→	587,031円	事務費及び広報費

6. その他

(1) 協賛事業者様への対応

支援品に同梱した「協賛事業者一覧」、「まちづくり通信 40 号」を同封して礼状を発送併せて、3 万円以上と大量の物資を頂いた協賛事業者様と 100k 以上のお米を寄贈頂いた方には感謝状も贈呈

(2) 支援品の配布のための活動

◆パート 1(期間：12/11～12/25)

支援品配布チラシ(一般用)を町内会及び民生委員を通じて対象者に配布

支援品配布チラシ(保護者用)を志津小学校児童に配布

支援品を町内会及び民生委員を通じて対象者に配達

センターにて支援品の配布

◆パート 2(期間：1/17～2/12)

支援品配布チラシパート 2 を全戸配付

支援品を民生委員に協力して頂き配達

志津の園関係に支援品配布チラシパート 2 を配付

センターにて支援品の配布

◆支援品の町内会別配布数

区分 方法	パート 1			パート 2
	町内会 配達	民生委員 配達	センター 受取	配達/受取
馬場町	17	11	5	39
山寺町	4	10	29	47
山寺新田	5		0	1
笠井町	4		8	0
山寺大空	0		10	1
岡本町	23	6	7	18
青地第一	43	41	45	94
青地第二	25	22	24	31
エメラルドマンション	5		4	11
追分	62	78	54	114
上尾	5	10	0	2
ロクハタウン	2		0	0
特定せず			25	58
合計	195	178	211	416

◆支援品の届け先の内訳(個人情報のため分かる範囲内とする)

高齢者	ひとり親世帯	外国人	その他
372	118	52	458

【報告事項】 新規加入団体報告

次の団体が新規に加入しましたので報告します。

団体名	代表者	活動目的
楠木会志津ゴルフ同好会	幹事長 竹村 和昭	ゴルフを通じて友情と健幸を培い志津学区のまちづくりに寄与すること
志津マレットゴルフ協会	会長 安川 亮治	志津まちづくり協議会におけるマレットゴルフを統括する代表団体として、普及と振興に努めて心身の健全な発達と生涯スポーツの振興に寄与するとともに会員相互の親睦を図ること
志津グラウンド・ゴルフ協会	会長 乾 英男	志津学区におけるグラウンド・ゴルフの普及と振興に努め、心身の健全な発達と生涯スポーツの振興に寄与するとともに会員相互の親睦を図ること
志津食べられる村づくりプロジェクト	会長 中山 欽司	志津まちづくり協議会が進める志津まちづくり計画の里地里山プロジェクトの里地再生事業（休耕田活用など）を行うこと
志津の歴史と文化をまなぶ会	会長 山本 浩史	志津の歴史と文化の学びを通じて、志津のまちづくりに寄与すること
アイ フォレストクラブ i forest club	代表 SCHLUNZE, Rolf	志津まちづくり協議会が進める志津まちづくり計画の里地里山プロジェクトの里山再生事業（森の整備や薪,ベンチ製作など）を行うこと
映画サロン同好会	代表 青地 正記	映画鑑賞を通じて地域の方との交流や志津まちづくり協議会の事業に寄与する機会をつくること
自主教室代表者会	代表 玉木 昇	草津市の地域まちづくりセンターにおける自主教室の指導要項に沿っていることを確認するために所属する団体で共有すること